

# 訪問介護契約書

訪問介護事業所

ヘルパーステーション グリーンリバー

様（以下「契約者」と言う。）とヘルパーステーショングリーングリーンリバー（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される訪問介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第4条及び第5条に定める訪問介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する訪問介護サービス内容（利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（以下「訪問介護計画」という。））は、別紙重要事項説明書に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和 年 月 日から契約者の要介護認定の有効期限満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（訪問介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の訪問介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、訪問介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、訪問介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、訪問介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、訪問介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問介護員を派遣し、契約者に対して入浴・排泄・食事等の介護・洗濯・掃除・買い物等の家事援助その他の日常生活上の世話を提供するものとします。

#### 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する訪問介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者の負担するものとします。
- 3 事業者は、第1項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### 第6条（訪問介護員の交替等）

- 1 本契約において「訪問介護員」とは、所定の研修を受けた上で訪問介護サービス事業に従事し、介護・家事援助及び相談助言等を行う専門職員をいうものとします。
- 2 本契約において「サービス従事者」とは訪問介護員、看護師、ソーシャルワーカー等、事業者が訪問介護サービスを提供するために連携する者をいうものとします。
- 3 契約者は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。
- 4 事業者は、訪問介護員の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### 第7条（サービスの実施）

- 1 契約者は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- 2 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令は全て事業所が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施に当たって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3 契約者は、訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

## 第二章 サービス利用の料金と支払い

#### 第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が居宅サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 契約者は、第 4 条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。  
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第 5 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業所に支払うものとします。
- 4 前項のほか、契約者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払う者とします。
- 5 前 4 項に定めるサービス利用料金は 1 ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月 20 日までに支払うものとします。
- 6 1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

## 第 9 条（利用の中止、変更、追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用当日に利用の停止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業所にお支払いいただく場合があります。ただし契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第 1 項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

## 第 10 条（サービス内容の変更）

- 1 事業者は、サービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
- 2 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

## 第 11 条（利用料金の変更）

- 1 第 8 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者が当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 8 条第 3 項及び第 4 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい

変化その他やむをえない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務

#### 第12条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス実施日において、訪問介護員により契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、契約者又はその家族等からの聴取・確認のうえで訪問介護サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

#### 第13条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、訪問介護サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等と連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第14条（訪問介護員の禁止行為）

訪問介護員は、契約に対する訪問介護サービスの提供に当たって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 医療行為
- 二 契約者若しくはその家族からの金銭又は高価な物品の授受
- 三 契約者の家族等に対するサービスの提供
- 四 飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- 五 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

六 その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## 第四章 損害賠償(事業者の義務違反)

### 第 15 条 (損害賠償の責任)

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 13 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第 16 条 免責事項(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 二 契約者が、サービス実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対し故意にこれらを告げずに、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- 四 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

### 第 17 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中に地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対してすでに実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第五章 契約の終了

### 第 18 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了が無い限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定または要支援認定により契約者の心身の状況が自立・非該当と判定された場合

三 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### 第 19 条 (契約者からの中途解約)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する30日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約書は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第 11 条第 3 項により本契約を解約する場合
  - 二 契約者が入院した場合
  - 三 契約者に係る介護サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

### 第 20 条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由無く本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 13 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、また著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合

### 第 21 条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者により第 8 条第 4 項に定めるサービスの利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が故意又は重大な過失により事業者もしくはサービスの従事者の生命・身体・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### 第 22 条(精算)

第 18 条第 1 項第二号から第四号により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担し

ているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

## 第六章 その他

### 第 23 条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等方の苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第 24 条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書を 2 通作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

代理人(選任した場合)

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

事業者

住 所：熊本県上益城郡甲佐町大字下横田506番地1

事業者名：株式会社 AI プロジェクト

事業所名：訪問介護事業所 ヘルパーステーショングリーンリバー

代表者名：西村 寿郎 印

# 訪問介護重要事項説明書

<令和2年3月12日作成>

## 1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 AIプロジェクト
代表者名	代表取締役 西村 寿朗
所在地・連絡先	(住所) 熊本県上益城郡甲佐町大字下横田506番地1 (電話) 096-234-8126 (FAX) 096-234-8127

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ヘルパーステーション グリーンリバー
所在地・連絡先	(住所) 熊本県上益城郡甲佐町大字下横田506番地1 (電話) 096-234-8126 (FAX) 096-234-8127
事業所番号	4372802027
管理者の氏名	西村 ふじ子

### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		勤務時間	
		常勤 (人)	非常勤 (人)		
管理者	1	1		8:30~17:30 (常勤で勤務)	
サービス提供責任者	1	1		8:30~17:30 (常勤で勤務)	
訪問 介護 員	介護福祉士	8	4	4	シフト制勤務 早勤; 7:00~16:00 日勤; 8:30~17:30 遅勤; 11:00~20:00 夜勤; 20:00~7:00
	ヘルパー				
	看護師				

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	甲佐町、御船町、嘉島町、美里町、熊本市南区
---------	-----------------------

\*上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～ 日曜日	24 時間

### 3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

	種類	内 容
身体介護	入浴介助	・入浴の介助又は困難な方は身体清拭などを実施。
	排泄介助	・排泄の介助、おむつ交換などを行います。
	食事介助	・食事の摂食介助を行いません。
	体位交換	・寝たきりの方の体位変換を行います。
生活援助	洗濯	・利用者の衣類等の洗濯を致します。
	掃除	・利用者の居室の掃除を行います。
	買い物	・利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をします。(預貯金の出し入れは致しません)

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割または2割(※注)が利用者の負担額となります。

(※注)利用者(被保険者)によっては3割負担の方もあります。

【料金表】別紙参照

(2) 利用料等のお支払方法

毎月、中旬までに前月分の請求をいたしますので翌月20日までにお支払い下さい。入金確認後、領収証を発行します。

#### 4 事業所の特色等

##### ①事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的かつ効率的に提供される事を目的とします。
運営の方針	① 指定訪問介護の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅介護サービスを提供します。 ② 指定訪問介護の提供にあたっては、主治医、市町村、居宅ケアマネ、家族等との連携に努めます。

##### ②その他

事 項	内 容
訪問介護計画の作成及び日々の状態報告	当事業所のサービス提供責任者が、利用者の直面している課題等を評価し、要望等を踏まえて訪問介護計画を作成します。 又サービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を書面にて報告致します。

#### 5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情についての対応	サービスに関する相談や苦情については下記の窓口で受け付け出来ます。	
申立先	当事業所	苦情窓口責任者： 齊木智美 受付時間：月～金(9：00～17：00)
	市町村	利用者の保険者である市町村窓口
	国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地：熊本市健軍町 2-4-10 電話：096-214-1101 Fax：096-214-1105

#### 6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

緊急時の対応	サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき下記の家族、主治医、医療機関に連絡します
--------	---

主治医	医療機関： 主治医氏名： 連絡先：
緊急連絡先	氏名： 続柄（ ） 連絡先： 自宅（ ） — 携帯（ ） —

## 7 サービス利用に当たっての留意事項

### サービスの利用開始

- サービス利用の際には、毎月、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- 訪問介護計画と共に契約を結び、サービスの提供を開始します。

## 8 サービスの終了

- サービスの終了を希望する場合は、利用中止の意向をお申し出ください。料金の精算後、契約終了の手続をいたします。
- 利用者が介護保険施設に入所された場合、自動的に終了となります。
- 当事業所のやむを得ない事情（職員の病気や事故等による人員不足）により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その際は、文書をもって通知いたします。
- サービス料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、支払いにに応じていただけない場合、契約終了の手続きをさせていただく場合がございます。
- 利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合は、サービス終了となりますが、生活相談の内容によっては、保険外サービス利用に応じます。
- 他の利用者の迷惑になる行為、秩序を乱す行為があった場合は、利用を中止させていただく場合がございます。

当事業者は、訪問介護利用契約書及び重要事項説明書に基づいて、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

<事業者>

住 所 熊本県上益城郡甲佐町大字下横田506番地1  
事業所 ヘルパーステーショングリーンリバー  
(事業所番号) 第 4372802027 号

代表者名 西村 寿郎 印

<説明者>

職 名： サービス提供責任者

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

私は、重要事項説明書に基づいて訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

<代理人> (選任した場合)

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印